

# 新潟県栄養士会倫理委員会規程

## 目的

第1条 この規程は、新潟県栄養士会は日本栄養士会で制定された管理栄養士・栄養士倫理綱領に基づき、栄養士会会員が行うヒトを対象とした食物・栄養に関する研究及び保健・医療福祉活動の研究において、科学的に妥当であり、かつ倫理的な配慮が図られているかをヘルシンキ宣言等の趣旨に沿って検討し、審査することを目的とする。

## 倫理委員会の設定

第2条 前条の審査について必要な審査を行うため、新潟県栄養士会倫理委員会(以下「委員会」という)を置き、判定を新潟県栄養士会長に具申するものとする。

## 委員会の構成

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

1. 新潟県栄養士会副会長 1名
2. 新潟県栄養士会監事 1名
3. 新潟県栄養士会顧問 1名
4. その他、新潟県栄養士会長が必要と認める者

- 2 委員の任命または委嘱は新潟県栄養士会長が行う。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期とする。
- 4 委員会の委員長は、栄養士会副会長がその任に当たる。
- 5 委員の選定にあたり、審査をうける事業の当事者は除外する。

## 審査対象

第4条 この規程による審査の対象は、栄養士会会員が行うヒトを対象とした栄養ケアプロセス(栄養アセスメント、栄養診断、栄養介入、栄養モニタリングと評価)及び食物・栄養に関する研究において、科学的に妥当であり、かつ倫理的な配慮が図られているかを審査の対象とする。

## 委員会の審議理念

第5条 委員会は、審議を行うにあたって、次の各号に掲げる観点に留意しなければならない。

1. 調査・研究における対象者の人権の擁護
2. 調査・研究における対象者の利益と不利益
3. 調査・研究における社会的意義及び影響
4. 調査・研究における対象者(代表者を含む)の理解と自発的同意

## 審査の申請

第6条 審査を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、申請書(様式1)に必要事項を

記入し詳細を記載した計画書を添付した上で、新潟県栄養士会の専務理事を通じ、委員長に申請しなければならない。

### **緊急審査**

第7条 委員会は倫理的配慮に基づき、委員長が指名した委員による緊急審査を行う事が出来る。

2 委員会は第3条第1項第1号の委員と、同条同項4号の委員各1名以上による審議でなければ決定することが出来ない。

### **委員会等の判定**

第8条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審査の判定は、出席委員の合意によるものとし、判定は次の各号に掲げる表示による。

- 1 承認
- 2 条件付き承認
- 3 不承認
- 4 継続審査
- 5 非妥当

### **委員の責務**

第9条 委員会の委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

### **申請手続及び判定通知**

第10条 審査を申請しようとする者は、倫理審査申請書を委員長に提出しなければならない。

2 委員長は審査終了後速やかに、その判定結果を申請結果通知書により通知しなければならない。

### **事務**

第11条 委員会の事務は、新潟県栄養士会事務局において処理をする。

### **雑則**

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

### **附則**

この規程は平成27年2月14日から施行する。